

山形県農薬管理指導士 知っていますか？

山形県では、農薬全般について十分な知識があり、農薬の取り扱いについて指導的な役割を果たせる方を農薬管理指導士として認定しています。

今年度は以下の日程で研修・試験を行います。



認定研修
1日目（庄内）

12/9 火

13:30~16:00



認定研修
2日目・
認定試験

12/11 木

10:00~15:30



認定研修
1日目（村山）

12/10 水

13:30~16:00



満18歳以上
実務経験2年以上
であれば、
毒物劇物取扱責任者資格
を有さなくても
受験ができます。



山形県食品安全衛生課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

TEL 023-630-2160 FAX 023-624-8058

E-mail yshokuhinanzen@pref.yamagata.jp



詳しい情報はWEBでもご覧いただけます。

山形県農薬管理指導士

検索



令和 7 年度 山形県農薬管理指導士の認定研修及び認定試験、 更新研修の実施について

1. 目的

農薬を販売される方やゴルフ場・防除業に従事される方を対象として、農薬を使用される方の知識向上に加えて、農薬について、安全かつ適正な取り扱いや使用の推進を図ることを目的としています。

農薬管理指導士の任期は 3 年です。認定を受けてから 3 年が経過すると、認定期間を更新するために、更新研修を受講することができます。

2. 受験資格

- ① 満 18 歳以上であること。
- ② 農薬取扱者として農薬の販売または使用(防除業・ゴルフ場管理等)に携わっていること。
- ③ ②の実務経験が 2 年以上であること。

3. 日程及び会場(認定試験を含み、いずれの研修も対面での実施)

○認定研修(1 日目)、更新研修、農薬安全使用講習会

地域	日時	会場	住所
庄内 会場	令和 7 年 12 月 9 日(火) 13:30~16:00	水田農業研究所 大会議室	鶴岡市藤島字山ノ前 25 ☎0235-64-2101
村山 会場	令和 7 年 12 月 10 日(水) 13:30~16:00	山形県庁 2階講堂	山形市松波二丁目8番1号 ☎023-630-2160

○認定研修(2 日目)及び認定試験

日時	会場	住所
令和 7 年 12 月 11 日(木) 10:00~15:30	山形県庁 2階講堂	山形市松波二丁目8番1号 ☎023-630-2160

4. 研修内容

○認定研修(1 日目)、更新研修、農薬安全使用講習会

・農薬の適正使用と危被害防止について

(農薬事故の事例と原因、マルチローターによる防除に関わる法律と注意点、住宅地と学校などの公共の場及びその隣接地での農薬使用について、その他農薬を取り巻く状況)

○認定研修(2 日目)

- ・ 関係法令
- ・ 植物防疫行政、農薬行政、農薬の一般知識
- ・ 作物の保護と農薬、病害虫
- ・ 雑草と防除
- ・ 農薬のリスクと安全性評価
- ・ 農薬の安全・適正使用